

# 積丹町介護福祉サービス事業経営戦略

令和7年度～令和15年度

令和8年3月改訂

(令和3年3月策定)

積丹町

## 目 次

1. 経営の基本方針
2. 計画期間
3. 投資・財政計画（収支計画）
  - (1) 投資・財政計画（収支計画）
4. 効率化・経営健全化の取組
  - (1) 組織、人材、定員、給与に関する事項
  - (2) その他の経営基盤の強化に関する事項
  - (3) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解決策
  - (4) 資金管理・調達に関する事項
  - (5) 情報公開に関する事項
  - (6) その他重点事項
    - ①事業の意義、提供するサービス自体の必要性
    - ②公営企業として実施する必要性

## 1. 経営の基本方針

要介護者状態となった利用者が、可能な限りその利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から統合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。

また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

## 2. 計画期間

令和7年度から令和15年度まで10年間としますが、経営、財政の検証や公共デイサービスのあり方の検討等し継続して行い、5年ごとに必要な見直しを行います。

(法非適用企業)

投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円,%)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度 (R7年度)	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	21,905	25,998	24,644	24,644	24,644	24,644	24,644	24,644	24,644	24,644	24,644
	(1) 営 業 収 益 (B)	10,743	11,961	11,021	11,021	11,021	11,021	11,021	11,021	11,021	11,021	11,021
	ア 料 金 収 入	10,037	11,217	10,399	10,399	10,399	10,399	10,399	10,399	10,399	10,399	10,399
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他	706	744	622	622	622	622	622	622	622	622	622
	(2) 営 業 外 収 益	11,162	14,037	13,623	13,623	13,623	13,623	13,623	13,623	13,623	13,623	13,623
	ア 他 会 計 繰 入 金	11,162	14,037	13,623	13,623	13,623	13,623	13,623	13,623	13,623	13,623	13,623
	イ そ の 他											
	2 総 費 用 (D)	21,905	25,998	24,644	24,644	24,644	24,644	24,644	24,644	24,644	24,644	24,644
	(1) 営 業 費 用	21,904	25,987	24,635	24,635	24,635	24,635	24,635	24,635	24,635	24,635	24,635
	ア 職 員 給 与 費											
	イ そ の 他	21,904	25,987	24,635	24,635	24,635	24,635	24,635	24,635	24,635	24,635	24,635
(2) 営 業 外 費 用	1	11	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
ア 支 払 利 息	1	11	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)												
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	596	592	594	594	594	594	594	594	594	594	594
	(1) 地 方 債											
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債											
	(2) 他 会 計 補 助 金	596	592	594	594	594	594	594	594	594	594	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金											
	(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)	596	592	594	594	594	594	594	594	594	594	
	(1) 建 設 改 良 費											
	イ ち 職 員 給 与 費											
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	596	592	594	594	594	594	594	594	594	594		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)												

(法非適用企業)

(単位:千円,%)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (R7年度)	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
区 分											
収 支 再 差 引 (E)+(I)-(J)											
積 立 金 (K)											
前年度からの繰越金 (L)											
前年度繰上充用金 (M)											
形 式 取 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)											
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)											
実 質 取 支 黒 字 (P) (N)-(O) 赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )											
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )											
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足の不足額 (R)											
営業収益-受託工事収益 (B)-(C) (S)	10,743	11,961	11,021	11,021	11,021	11,021	11,021	11,021	11,021	11,021	11,021
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)											
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足の不足額 (T)											
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)											
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)											
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)											
他会計借入金残高 (W)											
地方債残高 (X)											

(単位:千円)

○他会計繰入金

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (R7年度)	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
区 分											
収 益 的 収 支 分											
うち基準内繰入金											
うち基準外繰入金											
資 本 的 収 支 分											
うち基準内繰入金											
うち基準外繰入金											
合 計											

## 4. 効率化・経営健全化の取組

### (1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

これまで公営企業は住民生活に必要なサービスを提供する役割を果たしてきました。近年の厳しい財政状況に鑑み、将来にわたって公共の福祉を維持していくために、本町にあった経営の在り方を、絶えず見直していくことが必要不可欠です。そのため、介護サービス事業の組織について、効率的且つ効果的な事務・事業が運営できるような事業組織を目指します。

### (2) その他の経営基盤の強化に関する事項

利用者の確保が図られるよう、委託事業者に対し適切なサービス提供を指導するとともに、人材育成によるサービスの質的向上を促してまいります。

### (3) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

収益に不足が生じる場合は、一般会計から繰り入れを行っているため、他会計繰入金は年々増大傾向にあります。

### (4) 資金管理・調達に関する事項

(2) に同じ。

### (5) 情報公開に関する事項

予算、決算等を町議会で評価し、その結果を公表しております。(議会議決事項)

## (6) その他の重点事項

### ①事業の意義、提供するサービス自体の必要性

高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの需要はますます高まっていると考えます。

### ②公営企業として実施する必要性

住民が住み慣れたまちで、安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、高齢化の進行や、福祉ニーズの多様化に対応した在宅介護事業所の役割は大きいと考えます。現在、町運営の介護福祉サービスとして、社会福祉協議会に通所介護を委託しています。社会福祉協議会の公益性を活かし、利用者を選択することなく、幅広く受け入れをしており、今後も公益性を活かしつつ、多様化する住民ニーズに応え、迅速かつ平等なサービスの展開を図ります。危機管理、情報管理等のリスク管理のため体制を整備いたします。自然災害等の緊急事態発生に備え、情報伝達確認や訓練等による職員の災害に対する意識付けを行うとともに、事件、事故、災害等緊急事態発生時には、町や関連団体が的確に対応できるような体制の整備を図ります。